○政治資金適正化委員会告示第十四号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年三月三日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三八六三	海野　仁志	四一〇九　二七、四、一	

○外務省告示第六十九号

日本国政府は、平成五年十一月五日にモスクワで署名された「核兵器の不拡散の分野における協力及びこの協力のための委員会の設置に関する日本国政府とベラルーシ共和国政府との間の協定」を終了させる意思を平成二十六年七月二十五日にベラルーシ共和国政府に通告した。よって、同協定は、その第十三条1の規定に従い、平成二十七年一月二十五日に終了した。

平成二十九年三月三日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十号

平成二十九年二月十七日にリロングウェで、マラウイ放送協会テレビ放送機材及び番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マラウイ放送協会テレビ放送機材及び番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七千百二十万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年五月三十一日まで

4　署名者

日本側　柳沢香枝在マラウイ大使

マラウイ側　ゴダール・エドワード・ゴンドウェ財務・経済計画・開発大臣

平成二十九年三月三日　外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第五十三号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三日　財務大臣　麻生　太郎

「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

○文部科学省告示第三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定したので、同条第二項において準用する同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三日　文部科学大臣　松野　博一

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
清瀬のうちおり　四六九点	うちおり　四六九点	清瀬市	東京都清瀬市
砺波の生活・生産用具　六、九〇〇点	生活用具　三、二〇二点 生産用具　三、六九八点	砺波市	富山県砺波市
宇土の雨乞い大太鼓　二九基 附　関連資料　二八点	雨乞い大太鼓　二九基 附　関連資料　二八点	宇土市 飯塚区 猪白区 伊無田区 恵里区	熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市
		笠岩区 上古閑区 上新開区 北段原区 栗崎区 小舟区 佐野区 下戸田区 城塚区 新川東区 立岡区 築籠区 椿原区 寺登区 堂園区 中登区 東中村区・西中村区 引の花区 平木区 辺田区・潟区 馬門区 松原区 宮庄区	熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市 熊本県宇土市

○文部科学省告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三日　文部科学大臣　松野　博一

名称	所在地	保護団体
常陸大津の御船祭	茨城県北茨城市	常陸大津の御船祭保存会
河口の稚児の舞	山梨県南都留郡富士河口湖町	河口の稚児の舞保存会
大鹿歌舞伎	長野県下伊那郡大鹿村	大鹿歌舞伎保存会
鳥羽・志摩の海女漁の技術	三重県鳥羽市、志摩市	鳥羽海女保存会、志摩海女保存会
阿波の太布製造技術	徳島県那賀郡那賀町	阿波太布製造技法保存伝承会
薩摩硫黄島のメンドン	鹿児島県鹿児島郡三島村	硫黄島八朔太鼓踊り保存会
悪石島のボゼ	鹿児島県鹿児島郡十島村	悪石島の盆踊り保存会